



国教公発第14号
平成27年9月11日

第30期国立市公民館運営審議会
委員長 佐藤 節子 様

公民館長 石田 進



第30期国立市公民館運営審議会に対する諮問について

社会教育法第29条第2項の規定により、下記の件について、貴審議会のご意見を伺いたく諮問いたします。

記

1. 濟問内容

国立市公民館の事業評価のあり方について

2. 濟問理由

平成20(2008)年の社会教育法の一部改正によって、第三十二条が改正され、「公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない」との努力義務が設けられました。

また、平成20年6月11日付の文部科学省事務次官通知における本改正の留意事項として、「公民館、図書館及び博物館の運営状況に関する評価の具体的な内容については、第一義的には評価の実施主体である各館が定めるものであるが、その際、利用者である地域住民等の意向が適切に反映され、評価の透明性・客観性が確保されるよう、例えば公民館運営審議会や図書館協議会、博物館協議会等を活用するなど、外部の視点を入れた評価を導入することが望ましいこと」が示されています。

これまでにも「公民館の設置及び運営に関する基準」(平成15年6月文部科学省告示第112号)において、「地域の実情を踏まえた運営」並びに「事業の自己評価等」に努めるよう規定されていましたが、法改正で更に重要な取り組みに位置付けられました。

現在、国立市公民館では、事業を担当した職員の事業報告を実施していますが、公民館の運営や事業の評価が十分にできている状況ではありません。また、国立市教育委員会における「国立市教育委員会活動の点検・評価報告書」及び、国立市における「事務事業評価」の取り組みも行われていますが、外部の視点としての市民などの意見が入りづらいこと、あるいは、参加者数を基準とした定量的な評価が中心であることなど、公民館の事業評価には馴染みにくい側面もあると考えています。

公民館には、事業内容の意義と課題を明らかにして、その成果を地域住民に示していくことが求められています。このような状況を踏まえ、社会教育法第三十二条に基づいた国立市公民館の事業評価のあり方について、ご検討いただきたいと思います。

3. 答申期限

平成28年8月末日